

令和 8 年度 SDGs 推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」

業務委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準

令和 8 年 8 月 17 日作成

1 審査項目及び配点

審査項目	審査ポイント	配点
基礎評価【25 点】		
(1) 業務理解	業務の目的・方針を的確に把握し、それを踏まえた提案となっているか。	10
(2) 業務実施体制	業務を円滑に遂行するための人員、技術力が確保されているか。	5
(3) 業務実績	同種、同類の業務経験を有しているか。 (件数だけではなく、実績の内容、成果が本業務にふさわしいか総合的に判断する。)	5
(4) 参考見積	「3 参考見積の採点方法」により採点する。	5
事業評価【75 点】		
(5) 提案内容の構造的効果性	業務目的・方針を正しく理解し、企業や団体などといった多様な主体と連携して行動変容に向けた効果的なアプローチがなされているか。	15
(6) 情報発信の工夫	SNS を中心とした、ターゲットにむけた効果的な情報発信が提案されているか。	15
(7) 参加促進の工夫	イベントやアプリ企画、ノベルティ等の提案に、市民の参加や行動につながる工夫がなされているか。	15
(8) 提案内容の独創性	提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	15
(9) 提案内容の継続性	次年度以降も継続的に事業を展開していけるような基盤づくりや展望が示されているか。	10
(10) 提案内容の実現性	実施方法及びスケジュールが具体的で、円滑な業務履行が可能か。	5
合計		100

2 審査方法

- (1) 選定委員の持ち点（100点）を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。
- (2) 合計点数が480点未満（評価点満点の60%未満）の場合は不採用とする。
- (3) 点数が同点の場合は、審査項目（5）～（10）の合計点数が高い者を契約候補者とする。

3 参考見積の採点方法

配点（5点）×（申込者のうち最も低い見積金額）÷（見積金額）

※小数点以下切り捨てる。